

京都市東京事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第111号

京都市東京事務所規則の一部を改正する規則

京都市東京事務所規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

事務所に次の職員を置く。

所長

次長 2人

担当係長 若干人

その他の職員 若干人

第2条第2項中「事務所に」の右に「担当課長又は」を加え、同条に次の1項を加える。

3 担当課長の職名の前に、市長が別に定める担当事務の名称を付することがある。

第3条第3項、第4条及び第6条中「担当課長補佐」を「担当課長、担当課長補佐」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)